

## 一般ユーザー譲渡販売から所有権留保(ディーラー自社所有)販売に変更する場合(窓口申請)

一般ユーザー販売から所有権留保(ディーラー所有)販売に変更するためには、  
譲渡証に設定してしまった不要な譲受人情報を削除

この操作で、削除処理前の申請種別が窓口申請(最終譲渡)であった場合は、窓口申請(譲渡継続)に変更されます。(なお、OSS申請(最終譲渡)であった場合は、未報告(譲渡継続)に変更されます。)

所有権留保(ディーラー所有)販売に訂正  
の流れで処理を行う必要があります。

不要な譲受人情報の削除

### 1. 利用登録者専用手続きメニュー画面



【譲渡証1件登録/訂正/削除】ボタンをクリックします。

### 2. 検索画面



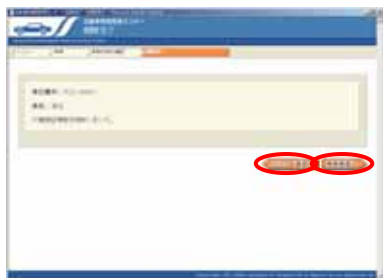
車台番号(型式相当部分も含めて全桁)を半角文字で、車名を全角文字で入力して、【削除】ボタンをクリックします。

### 3. 削除内容の確認画面



入力内容を確認後、【確認】ボタンをクリックします。

#### 4. 削除完了画面



この画面が表示されれば、削除処理が無事完了したことになります。

【メニュー画面へ】ボタンをクリックし、利用登録者専用手続きメニュー画面に戻った後、 の操作を行います。

#### 所有権留保(ディーラー所有)販売に訂正

「所有権留保(自社所有)販売」と同様の操作を行います。